

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、神崎市  
土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成 30 年 5 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	西岡 照幸	神崎市千代田町迎島2690番地	平成30年 3 月 30 日 退任